

大府市低所得世帯生活支援特別給付金(こども加算)申請書(請求書)【別居】

大府市長 様

受付印

全ての内容に誓約・同意の上、次のとおり給付金を申請します。

受付	要件1	要件2	要件3	口座	支払

1 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生年月日	住所

2 令和5年12月1日時点で別居しているこども

	(フリガナ) 氏 名	生年月日	住所
1			
2			

3 振込口座

※原則、以下に記載した「大府市低所得世帯生活支援特別給付金(7万円)」を振り込みした口座に振り込みます。口座情報に誤りがある場合や口座を解約した場合は申請書提出期限までにご連絡ください。

【振込先】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
			

裏面も必ずご確認ください。確認事項及び必要な添付書類の説明、署名欄があります。

4

誓約・同意事項

※全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 大府市低所得世帯生活支援特別給付金(こども加算)(以下「給付金(こども加算)という。)」の支給要件に該当します。
- ② 申請対象児童について、すでに給付金(こども加算)や他市町村の同様の給付金の支給を受けていません。
- ③ 給付金(こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、大府市が転入前の市区町村などへ住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 世帯や課税の状況が公簿等で確認できない場合には、大府市からの求めに対して必要な書類等の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、大府市で支給決定をした後は、給付金(こども加算)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 大府市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大府市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金(こども加算)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽が判明した場合や、給付金(こども加算)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

5

提出書類

全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

- 『大府市低所得世帯生活支援特別給付金(こども加算)申請書』【本書】
※必要事項をご記入ください。

- 『大府市低所得世帯生活支援特別給付金別居監護申立書』

※令和5年12月1日時点で子どもと別居している場合(12月2日以降に生まれた子どもは申請時点で別居している場合)のみ提出が必要です。

※「4 誓約・同意事項」のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられない場合があります。)

6

署名

本申請の内容に相違ありません。

令和 6年 月 日

申請者氏名

(署名)